◎新潟県告示第320号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(昭和48年新潟県告示第563号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

200 - 100 -									
改正	後				改	正	前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準			別	別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準					
の水域類型の指定				の水域類型の指定					
水域	該当類型	達成期間			水域		該当類型	達成期間	
胎内川上流(高野橋より上	AA	ア	月	台内川上流	(胎内川頭	頁首工	AA	ア	
流)			7	<u>から</u> 上流)					
胎内川下流(高野橋から下	A	ア	<u> </u>	台内川中流	(胎内川頭	頁首工	<u>A A</u>	<u> </u>	
流)			<u> 7</u>	から高野橋	まで)_				
			J.	台内川下流	(高野橋な	うら下	A	ア	
			ž						
				•	•				